

令和6年10月4日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

中 尾 正 俊

(公印省略)

科学的介護情報システム（LIFE）の遡り入力期間について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

令和6年8月1日より、本格稼働が開始された令和6年度介護報酬改定に対応した新LIFEシステムにおいて、令和6年4月～8月分のLIFE関連加算の算定を行う場合、原則として令和6年10月10日までの遡り入力期間に、算定する加算の様式情報を提出することで、当該加算の算定が可能とされているところですが、システムトラブル等のやむを得ない事情により、令和6年10月10日までの様式情報の提出が困難となる場合も想定されることから、今般、「令和3年度報酬改定Q&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問16にて示されていた従前の内容に加え、「システムトラブル等」には以下のような状況が含まれるものと想定されることが厚生労働省から示されましたのでご連絡申し上げます。

- ・ LIFE システム本体やご使用の介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
- ・ ご使用の介護ソフトのバージョンアップ（LIFE システム（令和6年度報酬改定対応版）に適応したバージョンへの更新）が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
- ・ LIFE システム（令和6年度報酬改定対応版）にデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合

なお、Q&Aは整理され、上記内容を含めた新たなQ&Aが「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 10）」（令和6年9月27日付け）の問4として発出されております。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報 vol. 1316

科学的介護情報システム（LIFE）の遡り入力期間について

（令 6. 9. 30 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課（吉田・松岡）

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22

TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737